

最低制限価格設定基準

第1 目的

この基準は、西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づく最低制限価格の設定方法について定めるものとする。

第2 対象契約案件

この基準による最低制限価格の設定対象とする契約案件は、規則第28条に規定する契約のうち、予定価格が1,000万円以上の工事の請負に関する契約とする。

第3 最低制限価格

最低制限価格は、次により算出するものとし、算出した額から1,000円未満の額を切り捨て、100分の108を乗じた額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（発生材（有価物）の売却費、ガス工事費等が含まれている場合は、その費用を合算する。）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 建築工事（建築設備工事を含む。）については、予定価格の算出の基礎となった直接工事費に、現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、前項第1号の直接工事費の額は、現場管理費相当額を減じた額とし、同項第3号の現場管理費の額は、現場管理費相当額を含めて算定するものとする。なお、現場管理費相当額を明確に算出することが困難である場合は、直接工事費の額の10分の1（昇降機設備工事にあつては、10分の2）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を現場管理費相当額とする。

(3) 特別なものについては、前項にかかわらず、予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において、別に定めることができる。

第4 予定価格調書への最低制限価格の記載

最低制限価格は、規則第17条に規定する予定価格調書に記載する。

第5 入札参加者への周知

入札に当たっては、入札参加者に対し、次の事項について周知する。

- (1) 最低制限価格を設定したこと。
- (2) 最低制限価格を下回った入札が行われた場合、該当者は、最低価格入札者であっても落札者とはならないこと。

附 則

この基準は、平成15年11月15日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

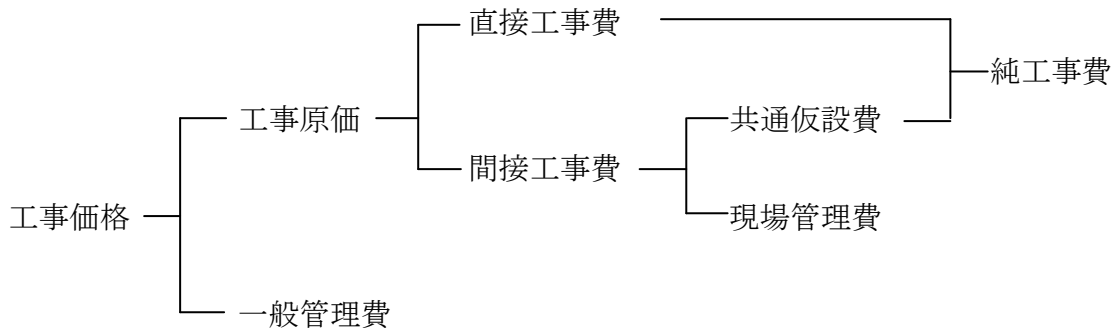
この基準は、平成29年4月1日から適用する。

参考(最低制限価格と工事価格の構成)

(1) 最低制限価格の算出式

$(①直接工事費 \times 97\% + ②共通仮設費 \times 90\% + ③現場管理費 \times 90\% + ④一般管理費 \times 55\%)$
 $\times 108/100$ (ただし、予定価格の $7/10 \sim 9/10$ の範囲内とする)

(2) 工事価格の構成



※直接工事費 工事目的物を作るために直接必要とされる費用で、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算される。

直接経費とは、特許使用料、水道光熱電力費、機械経費(機械器具損料、機械運転費)等工事を実施するために必要な経費をいう。

間接工事費 工事目的物の出来高に直接は関係ないが、各工事部門の実施に対して共通に使用されるものに要する費用で、共通仮設費と現場管理費で構成される。

共通仮設費 工事目的物を作るうえで共通に使用されるものに要する費用で、以下の費用で構成される。

運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費、

現場管理費 工事の施工に当たって工事現場の管理をするために必要な費用で、以下の費用で構成される。

労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、現場従業員及び現場労務者に関する法定福利費、現場従業員にかかわる福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、雑費

一般管理費 工事には直接関係はないが、工事施行に当たる企業活動を継続運営するために必要な費用で、比較的原価性の強い次のような費用で構成される。役員報酬、従業員給料手当、退職金、本店及び支店の従業員に関する法定福利費、本店及び支店の従業員にかかわる福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水・光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、雑費